

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

告示

目次

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同企画社会推進課)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(四件)	(同)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○認証食品の認証	(食産業振興課)	三
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	三
○道路の供用開始	(道路課)	四
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	四
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	四
○土地改良事業の施行の同意	(東部地方振興事務所)	四
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	五
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(教育庁高校教育課)	六
○教育委員会定例会の開催	教育委員会	九
○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表	監査委員	一〇
○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第四条及び第七条第一項の規定	公安委員会	一〇

に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則
○警備法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習
の実施

正誤

○宮城県公報第二二六九号中

告示

示

一一一
一一三
一一四

○宮城県告示第七百二十号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成二十二年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
特定非営利活動法人 あぶくまの里山を守る会

一 代表者の氏名 大槻 博

二 主たる事務所の所在地 伊具郡丸森町字船場三十二・六

三 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々に、荒廃した日本の里山や森林の実情を伝え、本来森林のもつ生物多様性機能を取り戻すべく、里山や森林における生態系を守り地球温暖化対策を目的とした環境保護活動及び改善をする。

活動において、排出したものはバイオマス循環を視野に入れ、農業資材等に転換し、販売をすることにより活動地域等における農業や経済の発展と雇用の創出を計り、里山の循環システムの手助けをし、持続可能な社会貢献をすることを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年六月十八日

○宮城県告示第七百二十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。
平成二十二年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
特定非営利活動法人 まなびのたねネットワーク

<p>一 代表者の氏名 伊勢みゆき</p> <p>二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区一番町四丁目一・三 仙台市民活動サポートセンター 事務用ブースNO. 5</p> <p>三 定款に記載された目的 この法人は、子ども、若者、子どもを取り巻く大人を対象に、一人ひとりの個性・能力を引き出し、社会で生きていくための力を育む。それと共に、学校・地域・企業・行政等の連携を活かした学校教育支援を通して、教育現場と地域社会を繋ぐことを目的とする。</p> <p>四 申請のあった年月日 平成二十二年六月十七日</p> <p>○宮城県告示第七百一十二号</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。</p> <p>平成二十二年七月九日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 財産管理サポートセンター</p> <p>一 代表者の氏名 吉城美枝子</p> <p>二 主たる事務所の所在地 黒川郡大和町吉田字上童子沢二十一番地</p> <p>三 定款に記載された目的 この法人は、社会福祉施設の運営改革に伴い、今までの福祉施設に代わり、知的障害者や高齢者及び精神障害者の財産を、本人の願う生活に沿った形で、適正に管理、運用する事業等を行うことにより、知的障害者や高齢者及び精神障害者の地位の向上や人権と権利を擁護し、知的障害者や高齢者及び精神障害者個々人の生活の質を向上させることに寄与することを目的とする。</p> <p>四 申請のあった年月日 平成二十二年六月十七日</p> <p>○宮城県告示第七百一十三号</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。</p> <p>平成二十二年七月九日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みやぎ文化・PFI協会</p>	<p>一 代表者の氏名 大村 虔一</p> <p>二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区錦町一丁目十番十・三〇一号</p> <p>三 定款に記載された目的 この法人は、地方公共団体、民間企業、ピーエフアイ民間事業者等を主体とした団体、個人に対して、ピーエフアイの普及、啓蒙に関する事業を行い、効果的かつ効果的な公共事業、公共サービスの提供に寄与することを目的とし、あわせて、地域住民に対して、芸術家・文化人との交流に関する文化事業を行い、地域の文化向上に寄与することを目的とする。</p> <p>四 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十一日</p> <p>○宮城県告示第七百一十四号</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。</p> <p>平成二十二年七月九日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ビジネス創造研究所</p> <p>一 代表者の氏名 白鳥 則郎</p> <p>二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区一番町二丁目七番十二号</p> <p>三 定款に記載された目的 この法人は、地球環境の回復と保全並びに少子高齢社会を意識し、企業・大学及び個人等が保有する知的財産権・技術・アイデアなどを発掘しマッチングと融合の上で事業の創出と育成並びに企業の再生支援を通じ産業の振興と雇用の創出を図る。また、長い人生経験と豊かな知識と技能などを備えたシニア世代を社会の貴重な人的資源として捉え、その活力を社会に生かすための仕組み構築に寄与することを目的とする。</p> <p>四 申請のあった年月日 平成二十二年六月二十二日</p> <p>○宮城県告示第七百一十五号</p> <p>障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。</p> <p>平成二十二年七月九日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
---	---

事業所番号 〇四一五三〇〇五三一	事業所の名称及び所在地 ミルキッズくらぶ 仙台市若林区沖野三丁目六・六〇	指定障害福祉サービスの種類 児童デイサービス	設置者名 一般社団法人 アステイオン 仙台	指定年月日 平成二十二年 七月一日
---------------------	--	---------------------------	--------------------------------	-------------------------

○宮城県告示第七百二十六号
宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十二年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百一	ジャム類	富谷町ブルーベリー生産組合 組合長 横田善悦	富谷町ブルーベリー生産組合加工場	黒川郡富谷町明石字一反目三二・一
百五十	湯通し塩蔵わかめ	有限会社タツミ食品 代表取締役 遠藤市男	有限会社タツミ食品	石巻市北上町十三浜大指八九・一
百七十	くん製魚介類	特定非営利活動法人福祉ネットABC 代表 佐藤 耀代	特定非営利活動法人福祉ネットABC	仙台市若林区遠見塚二丁目四一・五
百七十	農産物漬物	相原つねよ	相原つねよ	仙台市若林区日辺字宅地四四一

二 認証年月日

平成二十二年六月二十四日

○宮城県告示第七百二十七号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十二年七月五日
- 二 商号又は名称等

青葉工業株式会社 佐藤 寛志	小笹建設 小笹 春夫	有限会社 野工 野 哲夫	株式会社エン ドローインテ リア 遠藤 三千男	有限会社大友工 務店 大友 雄一郎	大友工務店株式 会社 大友 仁	山川建設株式会 社 佐藤 昌宣	丸水工業株式会 社 高橋 貞夫	商号又は名称及 び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設 許可 番号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	受付年月日
仙台市太白区茂庭字大 堤二十一	一般、十七 千七百三十三 号	一般、十九 千七百九十 九号	一般、十七 千四百九十九 十七号	一般、十七 千四百九十四 十七号	一般、特、十八 千七百七十八 号	一般、特、十七 千五百五十七 号	一般、特、十八 千五百五十八 号	加美郡加美町字矢越二 百七十七・一	許建 可設 業	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	平成二十二年 六月二日	
一般、十七 千七百三十三 号	全部廃業 土木工事業 石工事業	全部廃業 土木工事業 大工工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	仙台市太白区茂庭字大 堤二十一	一般、十七 千七百三十三 号	全部廃業 土木工事業 石工事業	平成二十二年 六月十一日	
全部廃業 土木工事業 石工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	加美郡加美町字矢越二 百七十七・一	一般、特、十八 千五百五十八 号	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	平成二十二年 六月二日	
全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	加美郡加美町字矢越二 百七十七・一	一般、特、十八 千五百五十八 号	全部廃業 土木工事業 鋼構造物工事業	平成二十二年 六月二日	

Sam建設株式 石森修	宮城郡利府町春日字金 生四十四	般、二十一 第一万八千四 百九十四号	一部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 鋼構造物工事業	平成二十二年 六月七日
株式会社鷹翔 山根徳光	仙台市宮城野区岩切字 鴻巣十三、一	般、十八 第一万七千六 百八十号	一部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 六月三日
有限会社ファー ストホーム 鈴木一	七ヶ浜町境山二丁目二 ・四十一	般、十七 第一万六千十 六号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 六月四日
ミナミ工業株式 会社 村井英信	石巻市南境字竹下十五	般、十九 第一万四千八 百六十二号	一部廃業 一般建設業 水道施設工事業	平成二十二年 六月七日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜巨理線	岩沼市下野郷字小谷地一八〇番一地从先から 同市下野郷字小谷地一八二番地先まで	平成二十二年 七月十二日

○宮城県告示第七百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年七月九日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

岩沼市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十七年十二月二十七日から平成二十三年三月三十一日まで、を、昭和四十七年十二月二十七日から平成二十八年三月三十一日までに変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第七百三十号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第九百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第四十一号を第四十二号とし、第二十五号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 あすか信用組合

附 則

この告示は、平成二十二年七月九日から施行する。

○宮城県告示第七百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、登米市が行う土地改良事業（水越地区）の施行に平成二十二年六月三十日同意した。

なお、この同意があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの同意に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年七月九日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐々木 昭 男

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十二年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院及び診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人菅野愛生会こころのクリニックみどりの風	多賀城市中央三丁目十・五 O g g e ビル3階	平成二十一年十月一日
さくら小児科医院	柴田郡大河原町住吉町十一・一	平成二十一年十一月一日
赤坂クリニック	石巻市南中里三丁目十一・二十九	平成二十二年三月一日
赤坂病院	石巻市広濶字長山百	平成二十二年三月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
仙台調剤薬局せきのした店	名取市増田字関下一百十一・一十街区七画地	平成二十一年十月一日
多賀城調剤薬局	多賀城市中央三・十・五 O g g e e ル1階	平成二十一年十一月一日
ひかる薬局	岩沼市桑原四・十一・十八	平成二十一年十一月一日
条南マリオン薬局	気仙沼市田中前一・四・六	平成二十一年十二月一日

三 指定訪問看護事業者等

有限会社小岩薬局	気仙沼市新町三・二十一	平成二十一年十二月一日
ユウハート調剤薬局	登米市迫町佐沼字江合二・十二・十二	平成二十一年十二月一日
さくら薬局	角田市佐倉字畑田南二・一	平成二十二年六月一日
汐見調剤薬局	宮城郡七ヶ浜町汐見台南一・二・二	平成二十二年六月一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションはびねす 社会福祉法人蔵王町社会福祉協議会訪問看護ステーション	石巻市門脇字捨喰四十九・五 刈田郡蔵王町大字円田字愛宕前二十九	平成二十二年五月一日 平成二十二年五月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
名取市増田六丁目五十九番及び六十番、五十八番から六十番までの地先水路並びに五十八番から六十番までの地先道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
名取市増田七丁目五番十五号
有限会社ヒロム

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
多賀城市栄一丁目六十八番、六十九番及び七十番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

塩竈市杉の入四丁目三・八
社会福祉法人 嶋福祉会

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年七月九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
巨理郡山元町小平字北八番一、二十番二、二十番一、二十三番一、十八番一の一部及び二十番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

福島県相馬市沖ノ内一丁目八番地の三
有限会社トップバリュー

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十二年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 三組
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 賃貸借期間 平成二十二年十月一日から平成二十七年九月三十日まで
- 4 設置場所 宮城県登米高等学校、宮城県第二工業高等学校、宮城県古川工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定するいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。

8 当該業務に類似する業務を相当数実施した実績を有すること。

9 保守及び修理体制が整備されていること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十二年八月五日(木)

までに三の2に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一
号 電話〇二二・二二一・三三三三五)へ平成二十二年七月二十九日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の作成及び提出場所等

1 入札書の作成 入札書は納入しようとする設置場所ごとに作成すること。

2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁高校教育課管理運営班(担当 針生 智 電話〇二二・二二一・三六三三)

3 入札説明書及び仕様書の交付期限 平成二十二年七月二十九日(木)午後五時十五分まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年七月二十八日(水)午後五時十五分まで2あて申し出ること。

4 入札書の提出期限 入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十二年八月十九日(木)午後五時十五分までに、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて2あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 宮城県登米高等学校設置分 平成二十二年八月二十日(金)午前十時 宮城県庁行政庁舎十一階一〇一会議室

(二) 宮城県第二工業高等学校設置分 平成二十二年八月二十日(金)午前十時三十分 宮城県庁行政庁舎十一階一〇一会議室

(三) 宮城県古川工業高等学校設置分 平成二十二年八月二十日(金)午前十一時 宮城県庁行政

庁舎十一階一〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十二年宮城県規則第十九号)第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免
税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定
価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Services to be Procured : Lease of electronic computer systems for educational use in Miyagi Prefectural High Schools - 3 sets

2 Duration of Contract : October 1, 2010 to September 30, 2015

3 Location : (1) Tome High School, Tome City, Miyagi Prefecture

(2) The Second Technical High School, Sendai City, Miyagi Prefecture

(3) Furukawa Technical High School, Osaki City, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : August 19, 2010, 5 : 15 p.m.

5 Contact Person : Sabshi Haru, Administrative Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN. Tel.: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十二年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピューター機器賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 賃貸借期間 平成二十二年十月一日から平成二十七年九月三十日まで
- 4 設置場所 宮城県気仙沼高等学校、宮城県仙台二華高等学校、宮城県塩釜高等学校、宮城県松島高等学校、宮城県東松島高等学校、宮城県岩出山高等学校、宮城県泉松陵高等学校及び宮城県蔵王高等学校 以上八校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定するいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。

8 当該業務に類似する業務を相当数実施した実績を有すること。

9 保守及び修理体制が整備されていること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十二年八月五日(木)までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明

を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年七月二十九日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所 契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（担当 針生 智 電話〇二二・二二一・三六二三）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限 平成二十二年七月二十九日（木）午後五時十五分まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年七月二十八日（水）午後五時十五分まで1あて申し出ること。

3 入札書の提出期限 入札書を持参する場合は、4の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十二年八月十九日（木）午後五時十五分までに、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のよう提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

4 開札の日時及び場所 平成二十二年八月二十日（金）午前十一時三十分
宮城県庁行政庁舎十一階一〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十三年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十二年宮城県規則第十九号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に一元未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免稅事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Services to be Procured: Lease of computers for educational use in Miyagi Prefectural High Schools - 1 set

2 Duration of Contract: October 1, 2010 to September 30, 2015

3 Location: (1) Kesenuma High School, Kesenuma City, Miyagi Prefecture

(2) Sendai Nika High School, Sendai City, Miyagi Prefecture

(3) Shiogama High School, Shiogama City, Miyagi Prefecture

(4) Matsushima High School, Matsushima Town, Miyagi Prefecture

(5) Higashimatsushima High School, Higashimatsushima City, Miyagi Prefecture

(6) Iwadeyama High School, Osaki City, Miyagi Prefecture

(7) Izumi Shoryo High School, Sendai City, Miyagi Prefecture

(8) Zao High School, Zao Town, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid: August 19, 2010, 5:15 p.m.

5 Contact Person: Satoshi Haru, Administrative Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN, Tel.: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures: Japanese and Japanese yen only.

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならぬ。

平成二十二年七月九日

宮城県教育委員会

委員長 大村 俊一

一日 時 平成二十二年七月十五日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

1 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

2 職員的人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開始十五分前までに、申請会議の会議室に参集した傍聴希望者が行う。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、抽籤による順序とする。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇一一一-一一一-三六一一）

監査委員

〇宮城県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成22年7月9日

宮城県監査委員	内 海 太
宮城県監査委員	佐々木 敏 克
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

記

1 監査委員の報告日

平成22年3月19日

2 通知のあった日

知事 平成22年5月20日

教育委員会委員長 平成22年5月14日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 団体名 社団法人みやぎ原種苗センター

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 特定資産等の取扱いにおいて、不適切な取扱いが認められたので、改善する必要がある。

(ロ) 主要農作物種子備蓄事業の備蓄種子に関する事務において、不適切な取扱いが認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 稟議書や取扱基準を整備し、適切な取扱いとなるよう指導した。

(ロ) 主要農作物種子備蓄事業の備蓄種子に関する事務の取扱いについては、実態に即した契約や諸規程の整備について指導した。

(2) 団体名 地方独立行政法人宮城県立こども病院

イ 監査委員の報告の内容

経営努力が認められるものの3期連続の当期純損失の計上が認められたので、経営改善を進める必要がある。

ロ 措置の内容

平成20年度には医業収益が増加し、損失縮減が図られたものの、病床稼働率は目標値に達し

ておらず、事業収支の改善を図る必要がある。

県では、平成21年度に「地方独立行政法人宮城県立こども病院中期目標（平成22年度から平成25年度まで）」を作成しており、それに基づく「地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画」による具体的な対応策によって更に経営改善が図られるよう、「地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会」での評価を基に対応していく。

(3) 団体名 社団法人宮城県林業公社

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 収支計算書において3期連続の損失を計上するほか多額の累積債務16,267百万円（うち県借入金11,240百万円）が認められたので、経営改善を進める必要がある。

<p>(ロ) 貸借対照表に有価証券(株式)の価額が適正に計上されていないことが認められたので、改善する必要がある。</p> <p>□ 措置の内容</p> <p>(イ) 林業公社において、これまでも日本政策金融公庫借入金の低金利への借換えや一部繰上償還などによる金利負担の軽減、組織のスリム化、人員削減による管理コストの削減、利用間伐推進による事業収入の確保、路網整備による生産コストの低減など、経営改善の努力をしてきており、今後は平成21年8月に作成した「経営改善計画」や宮城県公社等外郭団体経営評価委員会意見(平成21年12月)に沿った経営改善を進めていくこととしている。県は、引き続き一層の経営改善に努めるよう指導する。更に、県としても今年7月までに林業公社改革プランを作成することとしており、その中で累積債務の処理策等を検討することとしている。</p> <p>(ロ) 林業公社において、保有する有価証券(株式)の価額が適正に計上されるよう指導した。</p> <p>(4) 団体名 財団法人宮城県文化振興財団(宮城県民会館管理運営共同企業体)</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>貸借対照表において、無形固定資産(ソフトウェア)の計上漏れが認められたので、改善する必要がある。</p> <p>□ 措置の内容</p> <p>適切な会計処理を行うよう指導した。今後、財務諸表の内容に誤りがないか確認することとする。</p> <p>(5) 団体名 社団法人宮城県農業公社</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>(イ) 正味財産が出資金を下回っていると認められたので、改善する必要がある。</p> <p>(ロ) 農地保有合理化関連事業において、未収金縮減に努力しているものの、なお多額の延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進に努める必要がある。</p> <p>(イ) 退職給与引当金及び売買損失引当金の計上不足が認められたので、改善する必要がある。</p> <p>□ 措置の内容</p> <p>(イ) 平成21年8月に作成した「社団法人宮城県農業公社改革プラン」に基づき、「適確な収支見通しに基づく経営安定に向けた対応」、「牧場事業の立て直し」等、7つの改革項目に農業公社が主体的に取り組み、平成24年度には単年度収支黒字となる健全な経営体質を目指すこととし、これに対して県は、経営合理化を促進するための支援措置を講じた。</p> <p>(ロ) 必要に応じて法的手段への移行等を検討しながら、全額回収に向けた取組を継続するよう</p>	<p>指導した。</p> <p>(イ) 経営状況の悪化を食い止めながら、所要の引当金を計上できるよう農業公社の経営合理化を促進するための支援措置を講じた。</p> <p>(6) 団体名 財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>財務諸表等の計数及び注記の不備が認められたので、改善する必要がある。</p> <p>□ 措置の内容</p> <p>財務諸表等の計数及び注記の不備については、理事会の議決等必要な手続きを経て改善するよう指導した。</p> <p>指導内容について、今後、県が行う定期監査時等において、随時改善されているかどうか確認することとする。</p> <p>(7) 団体名 財団法人みやぎ林業活性化基金</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>財務諸表において、計数等の誤りが認められたので、改善する必要がある。</p> <p>□ 措置の内容</p> <p>「公益法人会計基準」等に従い、会計処理を行うよう指導した。また、財務諸表の更正については、理事会の議決を経るよう指導し、平成22年3月28日に開催された理事会の承認を得たことを確認した。</p> <p>(8) 団体名 宮城県開発株式会社</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>退職給付引当金の計上不足が認められたので、改善する必要がある。</p> <p>□ 措置の内容</p> <p>最近の経済情勢等の影響から、団体の経営状況は厳しく、単年度で不足額を全額積み増しすることは困難と思われるが、団体では資金繰りの状況等を考慮しながら適正な水準まで積み増ししていくとされていることから、売上収入の確保や一層の経費節減を図りつつ計画的に積立を継続するよう指導した。今後とも団体の経営状況を注視しながら、必要に応じ早期改善について指導していくこととする。</p> <p>(9) 団体名 社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>会計処理規程に基づく総勘定元帳、仕訳帳及び振替伝票の整備に不備が認められたので、改善する必要がある。</p>
---	---

<p>□ 措置の内容 会計ソフトを導入し、会計処理業務の改善が図られたことを確認した。あわせて、会計処理の一層の正確性を高めるため、事務決裁規程など一般事務規程を整備するよう指導した。</p> <p>(10) 団体名 阿武隈急行株式会社 イ 監査委員の報告の内容 経営努力が認められるものの繰越欠損金が多額となっていることから、旅客収入の確保及び費用の削減等により経営改善を進める必要がある。</p> <p>□ 措置の内容 阿武隈急行株式会社では、長期経営計画（平成16年度から平成25年度まで）を基本に、平成16年度から平成21年度までの「経営健全化5カ年計画」を作成し、経費の削減や運賃収入の確保策に取り組んできたところである。</p> <p>平成22年度以降については、計画期間を平成26年度までとした、新たな「新経営健全化5カ年計画」を作成し、新規イベント事業の開発や企画乗車券の発売等の収入確保策を講じるとともに人件費や一般経費の削減などを進め、経営改善を図ることとしている。</p> <p>県としては、「新経営健全化5カ年計画」を作成するに当たり、沿線人口の減少や公共交通を取り巻く環境の変化等の現状把握及び「経営健全化5カ年計画」の実施状況の分析並びに今後の収支改善策について、福島県・沿線自治体とともに協議検討を行い、より実効性の高いものとなるよう指導助言を行った。今後、新計画の実施状況については、沿線自治体担当者等による「新経営健全化5カ年計画検証委員会」の構成員として、毎年、会社の運営状況の検証を行い、経営改善を促すこととしている。また、平成21年度においては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、沿線自治体で構成する「阿武隈急行沿線開発推進協議会」が行う、阿武隈急行線の利用増進対策事業の一つである、仙台・宮城「伊達な旅」キャンペーンに併せて実施する誘客イベント開催費用などに対し、補助金を交付し、阿武隈急行の活性化に支援を行ったところである。</p> <p>(11) 団体名 特定非営利活動法人社の伝言板ゆるる イ 監査委員の報告の内容 (イ) 宮城県民間非営利活動プラザ指定管理業務において、利用料金の免除処理に不適切な取扱いが認められたので、改善する必要がある。 (ロ) 宮城県民間非営利活動プラザ指定管理業務の支出手続きにおいて、会計規程に沿った処理がなされていないものが認められたので、改善する必要がある。</p> <p>□ 措置の内容</p>	<p>(イ) 施設利用料の免除については、宮城県民間非営利活動拠点施設条例に基づき、あらかじめ知事に協議して承認を受けるよう指導し、この結果、改善された。</p> <p>(ロ) 指定管理者が自ら定めた会計規程を遵守し、また、法人代表者（現行の会計規程上、一切の決裁の権限を有する。が指定管理業務に係る会計事務の円滑化の観点から会計規程の改正について検討するよう指導した。</p> <p>この結果、指摘を受けた具体の事務処理については、現行の会計規程に合致するよう改善され、更に、理事会を経て会計規程が改正されることとなった。</p> <p>(12) 団体名 財団法人宮城県母子福祉連合会 イ 監査委員の報告の内容 宮城県母子福祉センター指定管理業務において、給与の支払いが、支給規程と相違していることが認められたので、改善する必要がある。</p> <p>□ 措置の内容 平成22年3月25日に財団法人宮城県母子福祉連合会を訪問し、不適切な状況の改善及び今後の適正運営について指導した。</p> <p>その際、同法人から、6月の理事会で現行の給与規程を廃止し、実態に即した新しい給与規程を制定することを確認した。</p> <p>(13) 団体名 財団法人宮城県体育協会 イ 監査委員の報告の内容 特別会計の廃止処理において、不適切な処理が認められたので、改善する必要がある。</p> <p>□ 措置の内容 (イ) 会計の設置・廃止については、理事会における重要な議決事項であることから、今後は寄付行為及び会計処理規程等を遵守し、適正に処理するよう指導した。 (ロ) 会計決算等を行うに当たり、関係書類への記載誤りは重大な事案であることと認識し、(イ)に併せ、会計諸規定を遵守するとともに、適正に処理するよう指導した。</p>
<p>宮 城 県 公 安 委 員 会</p>	<p>○宮城県公安委員会規則第5号 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成22年7月9日 宮城県公安委員会委員長 畠山 英子</p>

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成12年宮城県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第1条第1号中「生活安全課」を削る。

附 則

この規則は、平成22年7月9日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第99号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成22年7月9日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

平成22年8月24日（火）から同月31日（火）までの土・日曜日を除く6日間（8月24日から同月30日までの土・日曜日を除く5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月31日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了検査を実施する。）

イ 追加取得講習

平成22年8月27日（金）から同月31日（火）までの土・日曜日を除く3日間（8月27日及び同月30日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月31日は午後3時30分から修了検査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

新規講習10人、追加講習5人。ただし申込み多数の場合、2つの講習を合わせて最大40人まで受け付ける。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)・ア～オのいずれかに該当するもの

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成22年7月16日（金）から同月30日（金）までの土・日曜日・祝日を除く10日間（毎日午前9時から午後5時まで）

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

(2) 申込書の提出先

宮城県内の各警察署生活安全課

なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
 イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ)
 ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通
 エ 前記4-(1)-アに該当する者

最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 前記4-(1)-イに該当する者
 1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)-エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(イ) 前記4-(1)-イに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
 社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課
 (電話番号022-221-7171 内線3184・3185)